



発行 東京都

## 目 次

72

## 規 則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……

（総務局人事部職員支援課）……

○職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）……

○非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……

（総務局人事部制度企画課）……

○職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）……

（同）……

○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）……

（同）……

○東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（住宅政策本部民間住宅部計画課）……

五

## 規 則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月二十日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第百八十七号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「条例第二条第一号ニ」を「次」に、「非常勤職員」を「任期を定めて任用された職員」に、「当該非常勤職員」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業をしようとする場合

二 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

第三条第三項を削る。

一 条例第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業をしようとする場合

二 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業を

## ●東京都規則第百八十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五

号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第二項中「後八週間」を「以後一年」に改める。

## 附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第十二条の二（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第二十条の三において準用する場合を含む。）に規定する育児参加休暇の請求等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

## 三 前条に規定する事情に該当する場合

第二条の二を第二条の三とする。

第三条の次に次の一条を加える。

## (条例第二条の三及び第二条の四の特別の事情)

第三条の二 条例第二条の三及び第二条の四の特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第五条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。

第六条第一項中「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第三項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に、「別記第一号様式」を「別記第四号様式」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式(第2条、第4条関係)

(任命権者)		育児休業承認請求書
氏名	職名	請求年月日
		年 月 日
		氏名

次のとおり育児休業の承認を請求します。

## 1 請求に係る子

氏名  
続柄  
生年月日 年 月 日生

## 2 請求の内容

- 育児休業(次に掲げる育児休業の承認を除く。)
- 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)
- 育児休業の期間の最初の延長
- 育児休業の期間の再度の延長

(同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)又は育児休業の期間の再度の延長の場合は必要な事情を「5 備考」に記入。)

3 請求期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
4 既に育児休業をした	年	月	日	から	年	月	日	まで
(承認された)期間	年	月	日	から	年	月	日	まで
5 備考	年	月	日	から	年	月	日	まで

- (注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。  
2 子の出生前に請求する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後速やかに行うこと。

3 該当する□には、印を記入すること。

別記第一号様式を削り、別記第三号様式を別記第一号様式とし、別記第四号様式を別記第三号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式（第6条関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日	年	月	日
.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....
職員の育児休業等に関する条例第7条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定です。育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。					
1 請求に係る子					
子の氏名		生年月日	年	月	日生
2 請求者の計画					
請求期間	年月日から	年月日まで			
再度の請求予定期間	年月日から	年月日まで			
3 備考					

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合  
は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。  
2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。  
3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに  
行うこと。  
4 変更の届出の場合は、1 及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

## 附 則

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護する法律（令和四年法律第三十五号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条に規定する育児休業の承認の請求は、この規則による改正後の職員の育児休業等に関する条例施行規則第二条第一項の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第一号様式、第三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第百八十八号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第六号中「による育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

## 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定は、同年六月二日から適用する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都規則第百八十九号

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「による育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

令和四年九月二十日

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年九月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百九十号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第二項第四号中「よる育児休業」の下に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を削り、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三

条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

#### 附 則

- 口 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

#### 附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行し、この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則の規定は、同年六月二日から適用する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布

する。

令和四年九月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百九十一号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五項」を「第七項」に改める。

第六条第一項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別記第二号様式及び第五号様式中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別記第六号様式中「認定長期優良住宅建築等計画」の次に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別記第七号様式中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代)号都  
新宿区西新宿二丁目八番一號

郵便番号 163-8001

定価本号  
一箇月 六、六〇〇円 三〇円  
(郵送料を含む。)印刷所勝美印刷株式会社  
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)号社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の  
リサイクル適性を示すもの